

埼玉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業実施要綱

平成27年10月13日 埼玉県教育委員会教育長制定
平成28年11月25日 一部改正
平成29年10月16日 一部改正
平成30年12月 7日 一部改正

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（指定都市及び中核市を除く。）とする。

3 事業の内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）並びに認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等、認定こども園等に保育士等として勤務する者が幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料及び認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

4 実施要件

(1) 幼稚園教諭免許状取得のための養成施設受講料等に対する補助事業（以下「受講料等補助事業」という。）

ア 対象となる施設は、認定こども園等であること。

対象となる施設は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の授与を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

イ 対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 認定こども園等に勤務している者であること。

(イ) 保育士資格を有し、保育士登録をされている者であって幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であること。

(ウ) 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基

づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度（以下「特例制度」という。）の対象要件を満たす者であること。（特例制度の対象要件については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）（平成25年8月8日文部科学省初等中等教育局長通知）」を参照のこと。）

(エ) 原則として、交付金の交付年度内に、大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始し、必要科目を全て修得すること。また、科目の修得後、上記の教育職員免許法附則第19項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

(オ) 大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

※ なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象にならない。

ウ 受講に当たっての留意事項

(ア) (1)のイの(ア)～(ウ)に掲げる要件を満たす者は、大学において、特例制度に基づき、必要な科目の受講及び修得をすることにより幼稚園教諭免許状を取得する。

なお、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。

(イ) 受講料等補助事業においては、①大学に入学した日、②大学からの受講許可を得て、科目の受講等を開始した日、③受講申込み時点で入学料等を大学に支払う場合には、受講申込日、①～③のいずれか早い日を受講開始の日とする。

(ウ) 受講料等補助事業は、認定こども園の設置促進のため、認定こども園等における体制整備を促進することを目的としていることを踏まえ、本事業を活用して幼稚園教諭免許状を取得する職員に係る受講料等の大学への支払いについては、原則として、当該職員が勤務する施設が負担することとする。ただし、当該職員と施設の協議の上、当該職員が受講料等を負担することとした場合は、この限りでない。

(2) 幼稚園教諭免許状更新にかかる受講料等に対する補助事業（以下「更新受講料等補助事業」という。）

ア 対象となる施設は、認定こども園等であること。

対象となる施設は、対象となる者が更新講習修了確認証明書等の発行を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

イ 対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) a、bのいずれかを満たす者であること。

a 幼保連携型認定こども園に勤務している者で以下に該当する者

- ・ 保育教諭であって幼稚園教諭免許状（休眠状態を含む。以下この項において同じ。）及び保育士資格を有している者

- ・ 保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し、保育士資格の取得を予定している者
- ・ 保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者

b 幼保連携型認定こども園以外の対象施設に保育士として勤務している者（幼稚園以外の施設の長を含む）で、幼稚園教諭免許状を有し、更新講習を受講する資格を有している者であること。

- (イ) 原則として、交付金の交付年度内に、幼稚園教諭免許状更新に必要な免許状更新講習の受講を開始し、必要科目を全て受講・修了すること。また、更新講習修了確認証明書の発行を受けること。
- (ウ) 幼稚園教諭免許状の更新後、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

ウ 受講に当たっての留意事項

- (ア) 過去に幼稚園教諭免許状の更新にかかる講習の一部を受講しており、その他の講習を受講することにより幼稚園教諭免許状を更新する場合も本事業の対象とする。
- (イ) 更新受講料等補助事業においては、①更新講習の受講等を開始した日、②受講申込み時点で受講料等を更新講習を実施する施設（以下「更新講習施設」という。）に支払う場合には受講申込日、①、②のいずれか早い日を受講開始の日とする。
- (ウ) 更新受講料等補助事業は、認定こども園等における体制整備を促進することを目的としていることを踏まえ、本事業を活用して幼稚園教諭免許状を更新する職員に係る受講料等の更新講習施設への支払いについては、原則として、当該職員が勤務する施設が負担することとする。ただし、当該職員と施設の協議の上、当該職員が受講料等を負担することとした場合は、この限りでない。

(3) 幼稚園教諭の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上費に対する補助事業（以下「代替幼稚園教諭雇上費補助事業」という。）

対象となる者は、厚生労働省所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下「対象幼稚園教諭」という。）の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く。）に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること。

5 交付基準額・負担割合について

(1) 交付基準額

ア 免許取得及び免許更新にかかる受講料等

本事業の対象となる者1人につき、免許取得及び免許更新に要した経費の1/2を交付対象とし、100千円を上限とする。

イ 代替幼稚園教諭雇上費

1日当たり 6,590円

(2) 負担割合

国1/2、県・指定都市・中核市1/2

ただし、算出された交付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 実施計画書について

(1) 提出

ア 本事業を実施する対象施設（以下「実施対象施設」という。）は、別添様式1、別添様式3、別添様式5のうち、該当する事業実施計画書（以下「計画書」という。）及び(2)に定める確認書類（以下「確認書類」という。）を埼玉県（以下「県」という。）が毎年度別途指定する日までに実施対象施設所在地の市町村（以下「市町村」という。）に提出するものとする。

イ 市町村は、実施対象施設から提出された計画書の内容及び確認書類に不備がないか確認した上で、別紙1、別表1-1、別表1-2、別表1-3のうち、該当する様式及び確認書類の写しを県に提出するものとする。

ウ 県は、提出された計画書の内容を確認し、本事業の対象の可否を市町村に通知するものとする。

(2) 確認書類

計画書の確認に当たり、受講料等補助事業の対象者及び更新受講料等補助事業の対象者（以下「対象者」という。）並びに対象幼稚園教諭が実施対象施設に現に勤務していることが確認できる書類を提出すること。

また、対象者が受講を開始した場合は、大学に在学していることが確認できる書類（更新受講料等補助事業の対象者にあつては、講習を開始していることが確認できる書類）を提出すること。

なお、計画書の提出前に受講を開始している場合は、計画書を提出する際に、併せて当該大学に在学していることが確認できる書類（更新受講料等補助事業の対象者にあつては、更新講習施設で講習を開始していることが確認できる書類）を提出すること。

7 対象経費等について

(1) 対象経費

ア 本事業の対象となる費用は、大学の長又は更新講習施設の長が領収書をもって証明する大学又は更新講習施設に対して支払われた入学料若しくは登録料（受講の開始に際し、大学に納付するもの）、受講料（授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）を含む。）及び上記経費の消費税及び地方消費税並びに代替幼稚園教諭の雇上費（以下「対象経費」という。）とする。

イ 次の経費は対象経費にならないものとする。

- (ア) その他の検定試験の受講料
 - (イ) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (ウ) 補講費
 - (エ) 大学が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
 - (オ) 大学が実施する各種行事参加に係る費用
 - (カ) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - (キ) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等の購入費等
- ウ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- エ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として大学の長若しくは更新講習施設の長が証明する額又は大学若しくは更新講習施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額が対象となること。
- オ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
- カ 支給申請時点で大学又は更新講習施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

(2) 補助について

対象経費は、対象者が幼稚園教諭免許状の授与又は更新講習修了確認証明書等の発行を受け、4の(1)のアに掲げる対象施設（以下「勤務対象施設」という。）に勤務することが決定した後に補助するものとする。ただし、原則免許取得及び更新後1年以上勤務対象施設に勤務すること。

代替幼稚園教諭の雇上費は、対象幼稚園教諭が保育士証の交付を受けた後に補助するものとする。

(3) 補助の申請及び確認

ア 受講料等補助事業

実施対象施設は、受講料等補助事業の対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定した日の属する月の末日（3月に勤務が決定した場合は3月10日）までに、別添様式2の事業完了報告書及び次に掲げる書類を市町村に提出すること。

- (ア) 受講料等補助事業の対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類
- (イ) 大学の長が発行する対象経費の領収書
- (ウ) 幼稚園教諭免許状の写し

なお、受講料等補助事業の対象者の幼稚園教諭免許状が、当該交付年度の3月10日までに交付されない場合は、(ウ)の幼稚園教諭免許状の写しに代えて、必要科目を全て修得したことを証明する大学の長による証明書を提出すること。この場合、実施対象施設は、幼稚園教諭免許状の交付後、速やかにその写しを提出すること。

イ 更新受講料等補助事業

実施対象施設は、更新受講料等補助事業の対象者が更新講習修了確認証

明書等の発行を受け、勤務対象施設への勤務が決定した日の属する月の末日（3月に勤務が決定した場合は3月10日）までに、別添様式4の事業完了報告書及び次に掲げる書類を市町村に提出すること。

(ア) 更新受講料等補助事業の対象者が更新講習修了確認証明書等の発行を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

(イ) 更新講習施設の長が発行する対象経費の領収書

(ウ) 更新講習修了確認証明書等の写し

なお、更新受講料等補助事業の対象者の更新講習修了確認証明書等が、当該交付年度の3月10日までに発行されない場合は、(ウ)の更新講習修了確認証明書等の写しに代えて、必要な講習を全て受講したことを証明する更新講習施設の長による証明書等を提出すること。この場合、実施対象施設は、更新講習修了確認証明書等の発行後、速やかにその写しを提出すること。

ウ 代替幼稚園教諭雇上費補助事業

実施対象施設は、対象幼稚園教諭が保育士証の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定した日の属する月の末日（3月に勤務が決定した場合は3月10日）までに、別添様式6の事業完了報告書及び次に掲げる書類を市町村に提出すること。

(ア) 代替幼稚園教諭が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類

(イ) 対象幼稚園教諭の保育士証の写し

なお、当該交付年度の3月10日までに対象幼稚園教諭の保育士証が交付されない場合は、卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による証明書（指定保育士養成施設卒業証明書又は保育士養成課程修了証明書）の写しを提出すること。この場合、実施対象施設は、保育士証交付後、速やかにその写しを提出すること。

8 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

大学の長又は更新講習施設の長が、対象経費について発行した領収書又は大学若しくは更新講習施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。

(2) 領収書（又は振込証明書類あるいはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていること。

ア 「大学の名称」又は「更新講習施設の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

(3) 領収書等に訂正のある場合、大学又は更新講習施設の訂正印のないものは無効であること。

9 留意事項

- (1) 市町村は、提出された計画書に基づき、適切に補助が行えるよう、各年度補助に必要な予算を措置すること。
- (2) 実施対象施設が本事業の実施要件を満たしているかどうかの確認等に当たっては、必要に応じて県に協議すること。なお、実施対象施設は、この実施要綱に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (3) 市町村は、補助した対象者が勤務対象施設に1年以上勤務したことを確認すること。なお、補助した対象者が勤務期間1年未満で勤務対象施設を退職した場合は、実施対象施設に文書にて理由書を提出させ、県に報告すること。

10 費用

県は別に定めるところにより、市町村が実施する事業に対して補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。